

Q6-7 休日、祝日に関連する規定について説明してください。

原則として、雇用者は労働者に7日ごとに1日の法定休日と1日の休息日を与えなくてはなりません(労働基準法第36条第1項)。また、中央管轄機関が指定した業種では、中央管轄機関の同意を得て、法定休日を7日ごとの周期内で調整することができます(同第4項)。本調整を行う場合には、労働組合あるいは労働組合がない場合には労使会議の同意が必要なほか、労働者が30人を超す事業者は所在地の主管機関への届出が必要です(同第5項)。

なお、国定記念日、労働節およびその他中央管轄機関が休日と定めた以下の日はいずれも休暇にしなければなりません(同第37条)。

1. 中華民国開国記念日(1月1日)
2. 旧曆大晦日
3. 春節(旧曆1月1日から3日)
4. 和平記念日(2月28日)
5. 児童節(4月4日)
6. 民族掃墓節(旧曆清明節の日)
7. 労働節(5月1日)
8. 端午節(旧曆5月5日)
9. 中秋節(旧曆8月15日)
10. 国慶日(10月10日)
11. その他中央管轄機関が指定する日

行政院人事行政総処が各種関連規定に基づき、上記の記念日、休日等を毎年調整し、行政機関のサービス提供日のカレンダーとして発表しています。実務上、行政機関以外でも多くの企業がこのカレンダーに準拠しています。

上記の記念日等が土曜日と重複した場合には直前の出勤日に、日曜日と重複した場合には直後の出勤日に振替されます(記念日および節日実施弁法第5条の1)。